

合同会社あんしん住宅検査センター
確認検査手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、合同会社あんしん住宅検査センター建築確認業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、合同会社あんしん住宅検査センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査の手数料を定めるものである。

(確認手数料)

第2条 確認手数料は、確認申請1件につき、当該申請に係る建築物の床面積の合計に応じ、次の表に定める手数料とする。

床面積の合計	金額(建築基準法第6条1項3号)	金額(左記以外)
30㎡以内	13,000円	30,000円
30㎡を超え、100㎡以内	21,000円	36,000円
100㎡を超え、200㎡以内	27,000円	46,000円
200㎡を超えるもの	39,000円	63,000円

2 確認は前項によるほか、次の各号による。

(1) 確認を受けた建築物の計画を変更する場合。

27,000円/件（建築基準法第6条1項3号 18,000円/件）

(2) 建築物の移転又は大規模な修繕、若しくは大規模な模様替をする場合。

18,000円/件

(3) 建築物の用途を変更する場合。

18,000円/件

3 確認手数料の加算

(1) 天空率を用いた場合。

1つの建築物につき20,000円を加算する。

(2) 構造計算適合性判定書(構造計算書)の添付を要する場合。

1つの建築物につき18,000円を加算する。

(3) 第1項の申請に法第87条の4の昇降機が含まれる場合。

18,000円/基

(4) 特定天井を有する場合。

18,000円/1の特定天井

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく省エネ判定書又は同等の効力を有する図書が添付されている場合。

3,000円を減額する。

(例：設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画認定書又は長期使用構造等確認書)

(中間検査手数料)

第3条 中間検査手数料は、申請1件につき、当該申請に係る建築物の床面積の合計に応じ、次の表に定める手数料とする。

床面積の合計	金 額
200㎡以内	33,000円
200㎡を超えるもの	48,000円

(完了検査手数料)

第4条 完了検査手数料は、申請1件につき、当該申請に係る建築物の床面積の合計に応じ、次の表に定める手数料とする。

床面積の合計	金額(建築基準法第6条1項3号)	金額(左記以外)
30㎡以内	18,000円	26,000円
30㎡を超え、100㎡以内	23,000円	28,000円
100㎡を超え、200㎡以内	30,000円	36,000円
200㎡を超えるもの	43,000円	55,000円

2 完了検査手数料は、前項によるほか、次の各号による。

(1) 大規模な修繕又は大規模な模様替の場合。

18,000円/件

(2) 第1項の申請に、法第87条の4の昇降機が含まれる場合。

18,000円/基

(3) 完了検査の再検査を行う場合。

18,000円/件

(仮使用認定手数料)

第5条 仮使用手数料は、申請1件につき、次の表に定める手数料とする。

床面積の合計	金 額
200㎡以内	46,000円
200㎡を超えるもの	63,000円

(災害に伴う手数料の減免)

第6条 建築主が災害救助法の適用を受けた災害（以下「自然災害」という。）の被災者に該当し、建築主が所有する建築物の被害が半壊以上の被災（り災）証明が提出されているとき及び、原子力災害対策特別措置法に基づき指定された警戒区域等の区域内に建築物を所有または居住していた者で、原子力災害の被災（り災）証明が提出されたときは、確認検査手数料を別に定める範囲内で減免することができる。

2 前項の規定により、確認検査手数料の減免を受けようとする者は、確認申請に際し、建築基準法施行規則により必要とされる図書に、前項に該当する書類を添付しなければならない。

(複数申請等による手数料の減額)

第8条 同一の建築物について、住宅瑕疵担保責任保険の申請と併せて申請する場合、完了検査手数料から1,000円を減額する。

附則

(1) この規程は、指定確認検査機関の指定を受けた日から適用する。

(2) 第6条の規定は、関連する機関及び団体等との調整が完了した日から適用する。

(3) 平成31年4月1日より適用する。

(4) 令和5年7月1日より適用する。

(5) 令和7年4月1日より適用する。

(6) 令和8年10月1日より適用する。